

子ども・子育て会議（第14回）、
子ども・子育て会議基準検討部会（第18回）合同会議
議 事 次 第

日 時 平成26年3月28日（金）15：00～18：00

場 所 中央合同庁舎第4号館12階第1208特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）公定価格・利用者負担について

（2）その他

3. 閉 会

[配付資料]

資料1 子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について

資料2 公定価格・利用者負担の主な論点について

資料3-1 公定価格の骨格案について

資料3-2 公定価格の骨格案について（詳細版）

参考資料 委員提出資料

○無藤会長 それでは、定刻となりましたので、「第14回子ども・子育て会議 第18回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を開始いたします。

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。
○長田参事官 年度末の大変お忙しい中、御参集いただきまして大変ありがとうございます。
本日の委員の御出欠について御報告申し上げます。

秋田委員、大日向委員、佐藤博樹委員、渡邊委員におかれましては、本日所用により御欠席でございます。

また、尾崎委員、清原委員、高尾委員、古渡委員におかれましては本日所用により御欠席でございますが、代理といたしまして高知県地域福祉部長の井奥様、三鷹市子ども政策部子育て支援課長の濱仲様、日本経済団体連合会経済政策本部長の藤原様、全国認定こども園協会代表理事の若盛様に、それぞれ御出席をいただいております。

また、稲見委員、小室委員、溜川委員、宮下委員におかれましては、出席との御連絡をいただいております。若干遅れてお見えのようでございますが、出席予定ということで御連絡をいただいております。

以上でございます。本日33名中25名の委員の御出席予定ということでございまして、定足数である過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。資料につきましては、議事次第に記載のとおりです。資料1から参考資料までお配りしてございます。漏れなどあれば、事務局にお申しつけください。

また、本日、岡田副大臣に御出席を頂戴してございます。後ほど御挨拶など、よろしくお願いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は前回に引き続きでありますけれども、「公定価格・利用者負担」につきましての御説明、御議論をお願いいたします。

この「公定価格・利用者負担」でございますけれども、昨年秋以来、委員の皆様方に御議論を重ねていただけてきました。ほんの数日前にも議論をしたばかりであるわけですがけれども、新制度の施行に向けて今後のスケジュール、特に自治体におけるさまざまな作業というものを踏まえますと、できれば今日今回で骨格案につきまして取りまとめをお願いしたいと考えてございます。御協力のほど、よろしくお願いたします。

それでは、「公定価格・利用者負担」について、事務局からの御説明をお願いいたします。
○橋本保育課長 それでは、御説明いたします。資料1につきまして、「子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について」ということで、これまで御議論をいただいてまいりました内容でございまして、前回までにいただきました委員からの御議論をつけ加えさせていただいたものでございます。

続きまして、資料の2でございますが、「公定価格・利用者負担の主な論点について」というものでございます。これにつきましても、累次にわたる御議論の積み重ねを反映させていただきまして、少しずつ書き加えてまいりました。それで、前回の御議論を踏まえまして、委員からいただきました御意見を書き加えたもののほか、若干書き足しておりますところを御説明させていただきたいと思っております。

51ページをお開きいただきたいと思います。51ページは、いわゆる人件費の関係の処遇の改善にかかわる内容でございます、この処遇の改善を図っていく上で経験年数を経ることによりまして、より加算額が大きくなるといった仕組みを検討するというところで書いてあるわけでございます。

その中でこういった経験の部分を通算するのかという御議論につきまして、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業、あるいは保育所等に移行した認可外保育施設、小学校等の教育施設、こういったもののほか、地方単独事業による認可外保育施設ですとか、あるいは放課後児童クラブ、病児・病後後児保育等の市町村事業、こういったものを挙げまして、実務面も含めてさらに運用について検討ということで挙げたわけでございますが、前回の御議論の中で、1つは障害児通所支援事業等の中で施設を必要としないものも議論としていただきました。

施設を必要とするものにつきましては既に現行の制度の中で入っておりますので、施設を必要としないものにつきましてもこういった障害児通所支援事業を対象に加えてはどうかということでございまして、こういったものも実務面も含めた運用についての検討ということで加えさせていただければどうかということでございます。

それからもう一つ、矢印で書き加えてございますが、そのほか指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された認可外保育施設ということで、利用料について消費税が非課税とされている認可外保育施設でございますけれども、これにつきましても通算の対象に加えるかどうかということで御意見をいただきたいところでございますので、これについても検討をさせていただきたいということでございます。

それから、68ページのほうにまいりまして、こちらは第三者評価の関係のものでございます。こちらにつきまして「主なご意見」の中にごございますように、受審と評価結果の公表ということはセットで行うべきといった御意見をいただいたところでございます。

これを踏まえまして「対応方針案」のところでございますが、0.7兆円の質の改善の範囲の中で、5年に1度の受審が可能になるようにということで盛り込んでいるわけでございますが、ここは第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して評価をするという形で、公表ということを必ずやっていただくという前提ですという方針で書き加えさせていただきました。

それから、※印にございますが、「その上で」ということで、「保育所における受審率については、まずは、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの5年間で全ての事業者において受審・公表が行われることを目標としてはどうか」ということで、5年に1度の受審が可能になるようにということでの評価でございますので、5年間で全ての事業者が保育所については受審するという受審率目標を立てさせていただく方向でどうかということでございます。

それから、「また」ということで、「保育所以外の施設・事業については、現在、第三者評価に当たっての統一的な枠組みがないことから、評価主体の育成方策等の枠組みづくり等

と併せて更に検討してはどうか」ということをごさいますして、保育所以外のものにつきましてこういった枠組み等の検討をまずは進めることでどうかということをごさいます。

続きまして、76ページでございます。こちらは、公定価格上の調整が必要な項目ということで幾つか挙げておりますものの一つでございまして、3つ目の丸のところ「認可基準上義務付けられている事項のうち、公定価格の算定に直結する以下の事項については、基準に達していない場合に費用を調整することとしてはどうか」というものの一つでございまして、「幼保連携型認定こども園等における子育て支援」というところでもございまして、子育て支援について認定こども園につきましては必ず子育て支援活動を行うということが義務ということで位置づけられておりますので、それを基本額の中に位置づけるという扱いで骨格を提示してございましてけれども、この子育て支援を義務づけられているというのは幼保連携型だけのもではなくて、ほかの3種類の認定こども園も同じでございまして、そういったことで「等」というところが抜けておりましたので書き加えさせていただきました。

続きまして、116ページでございます。こちらは、利用者負担の関係の一つでその他でございましてけれども、「また、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園について、新制度において、どのような対応を行うことが考えられるか」ということで、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件のもとで経過措置を講ずることとしてはどうかということを書いてございまして。前回も、検討例ということでこれと同趣旨のことを書いてございましてけれども、こういった御議論も経まして、これを今後の対応の方向性ということで御提案させていただくというものでございまして。

資料2については、以上でございまして。

それから、資料3のほうにまいりまして3-1でございまして、「公定価格の骨格案について」ということで、前回御説明させていただきましたそれぞれの類型に即しましたイメージでございまして。現行水準ベースのものとの質の改善ベースのものということで、それらを組み合わせて新しい公定価格を作っていくというイメージでございまして、これにつきましては内容は前回御説明したとおりでございまして。

資料3-2でございまして、こちらがより詳細な公定価格の骨格案というものでございまして。青字部分が修正部分ということで書かせていただいておりますが、この資料のつくりといたしまして、赤字で書いてある部分が今回の質の改善ということで盛り込まれる部分の内容という整理になっておりますので、赤字の部分は前回と同じでございまして。

この中に青い字で書き加えているところが13ページでございまして、認定こども園の関係のところ、こちらは教育標準時間認定に即した1号給付の部分でございまして。上から2段目のところに調整部分と書いておりますが、先ほど申し上げましたように認定こども園の場合は子育て支援の関係につきまして基本部分の中に組み込んでございましてけれども、それがしかるべく形で行われていない場合におきましては調整という形にさせていただくわけでもございまして、その部分が抜けておりましたので、この「主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等」ということで⑮番をつけ加えさせていただいております。

ます。同じく、その関係で15ページのところにそれについての説明書きが青い字で書き加わってございます。

それから、同じ趣旨でございますけれども、19ページのほうにまいりまして、こちらは同じく認定こども園についての2号、3号に対応する給付の部分でございます。こののところにつきましても、やはり子育て支援活動がしかるべく行われていない場合ということで、⑱番ということで調整部分ということでつけ加えさせていただいております。21ページのところに、同じくそれについての説明書きが加わってございます。

この骨格案の詳細版につきましても、変更した部分は以上でございます。前回の御議論を踏まえて、若干の修正をさせていただきましたので以上、説明させていただきました。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきましての御質問、御議論をお願いしたいと思います。また、なるべく全員ということで、順次御発言いただきます。

では、荒木委員からでよろしいですか。お願いします。

○荒木委員 今年度最終という形で、このように話がまとまってきたところ、皆さんの毎回の参加ということで、私も3時間座っているのに大分慣れましたけれども、本当に充実した話し合いができたと思います。ここまでまとめられた事務局の方々に感謝したいと思います。どうもありがとうございます。

前日も言いましたが、骨格案のところ非常にわかりやすい表を作っていただきましたので、その基本線と、それから加算部分というところで、必要なものが取り込めたのではないかと考えております。

あとは、具体的な数字になるとどうなるかが一番不安なところではあるんですけども、私が国公立幼稚園の立場でいる部分で言わせていただければ、公私の格差をなくすというふうなお話がずっと続いてきているわけです。公立のよさというのは、近くて安くてベテランがいてとか、安心して誰もが通えるというふうなところが長所だと思うんですけども、格差をなくすということで保育料がうんと高くなることはあるのかなということをすごく心配しています。地元の保護者たちが安くて通えるということで、やはり質の確保ということは保護者にも子どもにとっても通いやすい、いいところという意味の中に保育料の安さというものもあると思うので、その辺もぜひ利用者が安心して通えるような制度にしていればと思っております。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、次は今村委員どうぞ。

○今村委員 日本医師会は、特にございません。

○無藤会長 よろしいですか。

では、奥山委員どうぞ。

○奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山です。

回数を見ましたら、子ども・子育て会議は14回、基準検討部会は18回という回数を重ねて、

本当にこのように多様な立場の有識者の皆様方と新しい制度づくりに加えていただきましたこと、感謝申し上げます。

普段は幼稚園や保育園入園前の乳幼児子育て家庭のための交流の場ですとか、情報提供や相談の場というものを日常的に行う場の運営をしております。産前産後の母子保健から、就学前の幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育等とのそれぞれの役割、機能を改めて勉強させていただきました。それぞれがほかの領域に関心を広げて連携をとれることが、子どもと子育て家庭をまた幅広に守っていけるものではないかと思っております。

私自身、この会議に参加させていただくに当たっては、当事者のまなざしということを大事にしたいと思っております。全ての事業が親子とともにある。そして、新しい制度につながっていくということがとても大事だと思っております。今度の制度のみこしを担ぐように、それぞれの立場を超えて一丸となって進められるということをご期待しております。どうもありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

次は、尾身委員どうぞ。

○尾身委員 本当にこのようにまとめていただきましたことにまず感謝申し上げたいと思います。資料2の49ページで、「処遇改善、経験年数等に応じた公定価格の評価、キャリアアップについて」は、これまでの議論の際に他の皆様からも御意見、御質問が出されており、繰り返しになりますが、改めてもう一点だけ述べさせていただきたいと思っております。

新制度では、施設間における職員の給与、諸手当等、水準の格差是正や保育サービスへの株式会社を含む多様な事業主体の参入促進を図るためにも、職員の確保、定着等を促進する仕組みを取り入れることが重要であると思っております。そして、その評価にかかる勤続年数のカウントにつきましては、認可保育所や常勤保育士にとどまらず、広く捉えていただきたいということを改めてお願いしたいと考えております。

続きまして、資料の90ページの検討例③「事業所内保育事業における従業員枠との関係について」は、事業所内保育所の運営は企業にとって大きな負担となっておりますことから、今回の御提案で公費給付の対象としていただき、多少なりとも負担が緩和されるということをご理解しており、また感謝申し上げます。従業員の子どもが保育所に入れず、就労を断念せざるを得ないという状況を回避しようと、企業は負担を得ながらも事業所内保育所を運営しております。

今後の検討におきましても、特に東京都など都市部において事業所内保育所が待機児童問題を解消する一つの役割を果たしているということを引き続き御考慮いただきたいと思います。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、葛西委員お願いいたします。

○葛西委員 日本助産師会の葛西です。資料の68ページの第三者評価につきまして、1点だ

け発言したいと思います。

保育所以外の施設事業については、現在第三者評価に当たっての統一的な枠組みがないと述べておりますけれども、今後第三者評価というのはどこでも重要になってくると思います。例えば利用者、それから提供者にとってもそれは質の向上につながるものであり、またその処遇等の見直しにもつながるものですので、ぜひ御検討いただければと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、柏女委員をお願いします。

○柏女委員 淑徳大学の柏女です。意見書を用意させていただきましたので、意見書を少しご覧いただければと思います。骨格案について、ステークホルダーの利害調整を慎重に進めながら、こうしたまとまりつつあるということに敬意を表したいと思っています。ここでは、次のステップに進んでいく上で留意すべき事柄について私の考えを述べさせていただきたいと思っています。

2つ目の段落のところですが、新制度の目玉とも言うべき幼保連携型認定こども園の創設は、いわゆる保育や保護者支援等のサービスを包括的、一元的に提供できる体制の実現を目指すということ、また保育三元化を回避すること、あるいは利用者に対するわかりやすさの観点からも幼保連携型認定こども園の普及が図られる必要があるのではないかと感じております。

前回、少し保育所の移行措置のことが話題になりましたけれども、いたずらに高い基準が設定されますと、市町村でのインクルーシブな社会をつくりたいという進展を阻害することにもつながりかねません。また、個々の事業所の意欲改善を阻害することにもつながりかねないと思っています。そういう意味では、幼保一体化が図られる観点から基準が定められていくことが大事なのではないかと思っています。

この新制度の検討というのは4つ目の段落ですが、いわば舞台の検討ということになるかと思っています。子どもと保護者は、生じた生活課題や子どものニーズごとにこれらの舞台を行き来するということになるわけですが、実施主体や財源、支援者の援助観の相違など、その間には深い溝があって、子どもや保護者がその溝に落ちてしまったり、それぞれを行き来する渡り廊下が狭くて苦労することも珍しくありません。

また、それぞれの舞台では支援者がそれぞれ優れた実践も行っているわけですが、舞台が違うために交流も乏しく、合同での研修などもほとんど行われていない。ノウハウの分かち合いなども行われていない状況だと思います。

幼保連携型認定こども園を創設するという事は、こうした舞台間の溝をなくして乳幼児期の子どもと保護者に包括的で一元的なサービスを提供できる社会資源として活用していくことが大事だと思っています。

新制度の意義はいろいろあるかと思いますが、私自身が感じている、あるいは目指すべき最大の方向というのは社会的排除のない世界、いわゆるソーシャルインクルージョンと考える必要があるだろうと思います。幼保連携型認定こども園の質にこだわる余り、保

育三元化を定着させてしまってはならないだろうと思います。

こうした視点に立ちますと、今後ですけれども、それこそ地域において保育所は3歳未満児保育、中でも乳児保育のノウハウを近在の幼稚園に求めに応じて提供して欲しい。また、幼稚園は入念に準備されたプログラムに基づく凝縮された時間の中での保育のありようを保育所の求めに応じて提供して欲しいと願っています。

私が関わりを持っている子ども・子育て会議でも、そのような議論が少し出ておりますし、そうしたことを目指していくべきではないかと思います。相互の協働が、保育の質を高めるということにつながっていくのではないかと思います。

また、続いて障害を有する子どもが新制度から排除されることがないように、障害児支援にかかる専門的支援との協働を進めていくことが大事だと思います。特に、障害児支援のためのサービスを見ておりますと、それぞれの舞台で子どもを援助する。つまり、障害児支援固有のサービスというものが広がっているわけですが、例えば保育所等訪問支援事業のように両者が連携しないとできない事業は非常に伸び悩んでいます。そういう意味では、お互いがこの制度の大事さというもの、事業の大事さというものを理解して相互に進めていくことが大事だろうと思います。

また、子ども虐待防止における市町村と都道府県の子どもの保護をめぐるキャッチボール、これも相変わらず続いておりますけれども、これもなくしていく。今後の課題だと思いますが、育児休業時の所得保障と乳児保育の財源の相違による縮小均衡も残された課題となっております。こうしたことを解決して一つ一つ舞台を解決していくことによって、インクルーシブな社会を実現することを目指していくべきだろうと思います。

なお、新制度の実現にはマクロレベルの改革とともに、メゾ・ミクロレベルの改革も同時に進めていかなければならないと思います。前回意見を申し上げさせていただきましたが、保育士から保育教諭に変わるということは、いわゆる福祉職としてのアイデンティティーから教育職としてのアイデンティティーに変わるということになります。大きなミッションを転換していかなければならない。自分自身のアイデンティティーの拡散に直面することになります。こうしたことも、しっかりと念頭に置いて考えていくべきだろう。研修等に努めていくべきだろうと思っています。

この舞台づくりをしっかりと進めていくことは大事なのですが、最終的にはこの舞台はこれまで細かな議論をすればするほど、舞台間のすき間というものを生み出していくこととなります。それは制度というもの、いわゆる制度的福祉というものがいわば基準を設けて切るということ、切断するということを原理としている以上、それは仕方がないことだろうと思いますが、なるべくそれを少なくしていく努力を制度の面でしていく必要があるかと思っています。

それからもう一つ、ここには書いていないことなのですが、実は今日午前中に全国社会福祉協議会が中心となって、民間レベルの取り組みを活性化させていこうという検討会を開いております。つまり、新制度ができますと、今度はその新制度から漏れる方々もいら

っしゃる、あるいは新制度に届かない方々がいらっしゃるわけです。

それを補完するために、民間サイドの取り組みとして制度の狭間を埋めて課題を抱える子どもや子育て家庭を発見、支援し、必要に応じて専門機関につなぐ。そういう新制度を補完する役割が非常に大事になってくるかと思えます。

つまり、それらを制度内の民間法人、つまり社会福祉法人や学校法人、NPO法人、これが制度外活動を展開するということがとても大事なことになるかと思えます。そうすることによって、制度間の切れ目をなくしていくということが大事なんだろうと思っています。

全社協では、この制度の切れ目をつなぐ民間レベルの制度外活動のためのプラットフォームを全国に作っていきこうということで今、議論を続けています。そうした民間レベルの制度外活動の取り組みとこの制度がうまく協働して進んでいくことを願いたいと思っております。ちょっと長くなりましたけれども、この骨格案が取りまとめられるということに感謝申し上げた上で、今後のことについて感じていることを述べさせていただきました。以上でございます。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、橘原委員お願いいたします。

○橘原委員 全国私立保育園連盟の橘原です。

保育認定の2区分に応じた対応について、改めてお伺いをさせていただきます。原則的な保育時間、すなわち8時間にプラスして、親の勤務時間のずれや通勤時間に対応する3時間が保育標準時間と考えます。公定価格の基本構造上は原則的な保育時間、8時間での保育を基本に置いているところです。

保育標準時間の認定を最大で11時間利用可能としたのは、現行制度のもとで通常のフルタイム労働者が11時間の範囲内で利用できているものを、新制度では明確に保育時間を11時間として保障するものであると考えます。これまで8時間で算定されてきました保育所運営費について、保育標準時間の上限が11時間に整理されましたことを踏まえて、改めて開所時間相当の適切な給付に改善される必要があると考えます。

現行の認定保育園利用者のうち、全国平均で約何割が保育標準時間の対象になるのかを積算し、その割合に応じて年齢別保育士配置を考慮した上、給付単価に盛り込むなど、さらに丁寧な公定価格の設定を求めます。このことについての御意見をお伺いしたいと存じます。

なお、幼保連携型認定こども園と現行保育所との間には公定価格に格差をつけないことを念のため申し添えさせていただきます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございました。御質問部分については後でお願いいたします。

では、次に濱仲代理人お願いいたします。

○濱仲代理人 全国市長会三鷹市長の代理で出席させていただいております、三鷹市子育て支援課長の濱仲と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、骨格案の取りまとめということで、本当に基礎自治体といたしまして、ほっとしているところでございます。実施主体となる基礎自治体として、主として2点お話をさせてい

たきます。

1点目が、これまで市長もたびたび申しておりますが、地域区分についてでございます。現在の取りまとめについて、現時点では妥当というふうに結論を持っておりますけれども、都内のような狭い地域で隣接する自治体でそれぞれ地域区分が違うというところでは、幾分違和感を持つところでございます。対応方針のとおり、今後の課題といたしまして、ぜひ今後とも検討を続けていただきたいと思いますと考えております。

もう一つ、新制度施行まであと1年というところまで、時間が迫ってまいりました。準備を加速化しなければいけない時期にきております。その中で、私どもの条例制定に大きく影響を及ぼすこととなる、重要な政省令につきまして速やかな、いち早い情報提供をお願いいたします。よろしくお願いいたします。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、駒崎委員お願いいたします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

本日は、私の3歳の娘の保育園の卒園式がありますので中座させていただきたいと思しますので、お許してください。

さて、今回取りまとめということで、これまで十何回も3時間座っていたかと思うと、本当に皆さんよく頑張られたなど、勝手に讃えたいと思いますし、本当にお疲れ様でしたということ事務局の皆さんにも申し上げたいと思います。とてもいい案になってきたんじゃないかと思います。その中で、本当に今日で取りまとめさせていただきたいと思うのですが、一応念のため申し上げたいと思うことが幾つかあります。

先日も申し上げたんですけれども、体調不良児対応型という病児保育の類型を地域型保育でもできるようにすることによって、病児・病後児だけでなく医療ケアの必要な障害児をも受け入れられるようになりますので、先ほど柏女先生がおっしゃったソーシャルインクルージョン、社会的包接という観点からも、障害児が新制度から取り残されない、排除されない仕組みにするべきであり、ぜひ体調不良児対応型を地域型保育でもできるようにし、障害児がよりインクルーシブな環境で保育が受けられるように制度設計をお願いしたいと思います。

また、社会的養護の部分において里親担当を置くということで非常に素晴らしいことだと思っております。日本の場合、施設養護にどうしても流れてしまって、9割が施設養護という形になってしまっていますが、それがヨーロッパ等々は逆なわけですね。ヨーロッパやアメリカでは家庭的養護が主で、あくまでも施設養護というのは従であるということなのですが、日本では9割が施設養護という状況になってしまうということを是正するためにも、里親支援担当員を置くというのはいいことです。

しかし、家庭的養護は里親だけではありません。特別養子縁組という制度もございます。この部分にぜひ力を入れていただきたいと思いますので「里親・特別養子縁組支援担当員」という形で、養子という技もお忘れなきようお願いしたいと思います。

また、前回から申し上げているベビーシッター幼児殺人事件についてですけれども、こち

らは昨日のニュースで厚労省がベビーシッター企業の届け出制も検討しているというようなお話がありました。これ自体は、市場を把握するという意味においては効果があるのですが、事故、事件を防ぐという意味合いはないと思うんです。これだけではちょっと足りないかなと思います。

ですので、今回直接の事件の原因になったマッチングサイトについてきちんと状況を把握すると同時に、本人確認であったり、資格の偽証ができなかったり、あるいはきちんと評価が明示されるようなことをある種課すことによって、より利用者の方々が安心して使えるようになりますので、そうしたこともお忘れなく対策いただくことで再発をぜひ防いでいただきたいと思います。

また、同じく報道なんですけれども、官邸のほうから学童保育の一体化というお話がなされました。こちらは、子ども・子育て会議においては学童、あるいは放課後児童クラブに関しては別枠の会議から報告を受けるという形になっていまして、定期的に報告していただいているとは思いますが、今回官邸から出されている学童保育と放課後児童クラブの一体運用により小1の壁を突破するんだということに関しては、これまで話としては出ていなかったかなと思います。それが、今までの議論とどう整合性があるって、どういう形にしていこうとされているのかということ、簡単でもいいので教えていただけたらうれしいかと思いません。

一体化自体、悪いとかいいとか、そういうことではなく、どういう関係でそういう話が出て、どういうところにいこうとしているのかということ、教えていただけたらいいかと思っております。

また、今日岡田副大臣が来られているので、しつこいようなのですが、ぜひ4,000億問題に関して継続的に党のほうとも、政府のほうとも御調整いただきたいと思っています。

また、官邸のほうから配偶者控除の見直しの検討という非常な英断を発表されましたが、配偶者控除の廃止によって得られる国税は3,800億円ということで、どこかで足りないお金とちょうど合うかなというところもありますので、ぜひこちらのほうを積極的に推進していただきたいですし、私も子ども・子育て会議の委員としてエールを送らせていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

榊原委員、お願いします。

○榊原委員 ありがとうございます。政府案については了承です。ここまで丁寧に議論を拾って取りまとめてくださった政府の努力を評価しています。ありがとうございました。

ただ、その上で残された課題が幾つかあると思っています。その点について、触れたいと思います。

個別の課題としては、既に政府のほうでも御認識いただいていますけれども、保育事故の対応のシステム化についてきちんと結論を出していただきたいというのが1つです。

もう一つが、今回の設定の中では、従来の保育制度のシステムを取り入れることになりま

した利用者負担についてです。財源が限られている中では、こうした制度を取り入れていくことで私も了承なのですが、官邸のほうの経済財政諮問会議と成長戦略会議の合同会議の中でも、現在の子ども向け財源を倍増させるべきだという御意見がありました。そうしたような財源の議論と合わせた上で、こうした保育、幼児教育の利用者の負担について、介護保険や医療制度のようなフラットな負担のルールにしていく。ユニバーサル化していく必要があるのではないか。それも、将来的な課題として認識していただきたいと思います。

1980年代に少子化に直面したスウェーデンでは、保育の普遍化、全入化と、それから育児休業給付をぐんと引き上げるといふ思い切った施策を取り入れたことで少子化を克服している。フランスにおいては、さらにその上に幼児教育の義務化というものもセットにしたエコールマテルネルというものを導入している。こういう多くの両国の国民からも支持されているような施策から私たちが学ぶべきものがある。そういったことも視野に、今後のさらなる検討をしていっていただきたいと思っています。

その上で、財源のことについてもひとつ、これも駒崎委員と同じくしつこいのですが、改めて申し上げます。新制度は、国民の協力を求めて増税で社会保障制度を充実させる第一の目玉となっています。それを、国会からも求められている財源1兆円超が欠けたままスタートすることは、国民との約束として許されることではないと思っています。必ず1兆円超の財源を確保した上でスタートをしていただきたい。

さらに、自治体の実施準備に走り出しておられます。施行をおくらせて現場に混乱を起こすことのないよう、2015年度からの本格施行も約束を守っていただきたいと思っています。

もう一点、これまでこの会議でちょうど1年間議論をしてきました。会議のあり方についてひとつ申し上げます。これまでのこの会議は、ともすると業界代表者が我が業界のための主張を行う場、つまり関係業界の利害調整を行う通常の審議会風になっていたのではないかと。そうした反省を若干持っています。保育、幼稚園、こども園、それぞれの制度を数十年ぶりに刷新するという重大な検討課題があったので、これまではそうしたような主張が丁寧に展開されるということはそれなりの必要性があったとは思っていますが、自分の業界のための主張を各自が行うだけでは、この会議の委員としての責任を果たしているとは言えないのではないかと。そうしたような思いも持っています。

柏女委員が指摘されたように、各施設類型の間に落ちる親子が少なくない。今後は地域単位でのそれぞれの類型間の連携、学び合いが求められていくことになるわけで、子ども・子育て会議はそうしたような地方のお手本になるような議論を展開すべきではないかとも思っています。

また、最近のネットシッター事件が象徴するように、日本の子育てを取り巻く現実はますます厳しくなっています。それを、取材を通して実感しています。全ての子どもと子育て家庭を視野に入れたこの新制度がスタートする上で、各委員は我が業界の代弁者にとどまるのではなく、全ての子どもと子育て家庭を視野に入れた公益委員としての振る舞いを求めています。私自身も自制した上でそれを確認したいと思っています。

これまでの議論で取りこぼされがちだった課題には、例えば虐待リスクのある家庭や子どもの問題、子どもの貧困、その連鎖の問題、夜間の受け皿の問題、障害児、難病児、それから社会的養護の改善、妊娠期から産後の支援の不足など、いろいろあると思っています。

ネットシッターの事件は、保育の量と質の不足を端的にあらわしたものでありますけれども、実は別の角度から見れば、10代で妊娠・出産した人を妊娠期から把握して適切に支援につなぐというソーシャルワークが欠落していたという問題も提起したと思っています。福祉の先進諸国が取り組んできたように母子保健制度を刷新し、強化拡充する取り組みが日本でも急務になっていると思われました。

妊娠期からの切れ目ない支援というものを、政府もモデル事業で新年度から始めてくれることになっていますが、そうした全ての親子を妊娠期から把握し、必要な制度につなぐ。そういった仕組みも、新制度には求められていると思っています。

今後、この会議の責任と使命をきちんと整理し直した上で、2年目の検討に入っていきたいと思っています。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

では、坂崎委員よろしくお願ひします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。榊原さんと一緒に、1兆円強のことにつきましては何度もお話をしておりますので、最初にそのことについてはお願いをし、またこの中身のことについては割愛をしたいと思います。

本日は、資料2の19ページと20ページにつきまして、いわゆる2区分、保育時間の2区分につきまして意見を述べたいと思います。日本保育協会は、3月12日に開催されました第16回基準検討部会におきまして、保育認定の2区分に応じた対応について保育標準認定に対する公定価格を、認定された子どもの数と年齢区分に応じて給付すべきであるとの意見を文章により提出いたしました。そのことについて、改めて意見と質問をさせていただきたいと思ひます。

保育認定の2区分化というのは、今回非常に大きなことだと思ひております。つまるところ、保育時間というのは長い間、昭和23年から8時間というふうに私たちは規定されて保育を行ってまいりました。その中で、開所という形で11時間行ってきました。

今回は、この2区分ということで8時間と11時間ということを示されました。保育標準認定につきましてはつまるところ11時間ですが、各施設一律に常勤保育士1人と、3時間の非常勤保育士の1人の加配というふうな形で今回は整理をされました。

単純な職員配置について、現在の保育所の平均定員を例えば90人と考えた場合の事例で申し上げますと、まず原案において保育標準時間の子どもとが1人でも、定員の全ての90人を受け入れても保育に給付される給付費、また委託費は同額になると考えます。健康保育制度における保育に欠ける児童は、日中働くことを常態とする働きをしている家庭などを対象としておりますので、特に都市部ではその多くが保育標準時間に認定されると考えられます。

新制度におきまして、保育標準時間の認定の入所を多く入れる施設など、負担が過重にな

るのではないかと考えると、保育時間短時間との間にバランスを欠いた単価設定になると考えるのは当然ではなからうかと思えます。

また、事例として90人の定員の全て、または多くの標準認定の子どもを保育士2名で保育することは、確認基準における運営基準の面では大変問題なのではないか。つまるところは、危険な面が大変多いのではないか。

さらに、多くの保育標準認定の子どもを受け入れる保育所においては、基本的な8時間の保育時間に配置される保育士を延長保育の時間帯に薄める等による弾力的な職員配置に対応するという考えられるわけですが、このような対応では現行の基準を下回る保育士の配置になるのではないか。そういうふうに考えますと、これらのことは保育所を運営する、また認定こども園を運営していく中では非常に重要な課題ではないかと再度申し上げます。

なお、多くの保育標準認定の子どもを受け入れる可能性について、都市部の延長保育の需要が多い地域では特異な事例ではありません。例えば、これまでの議論で提示されている保育所の経営実態調査の結果では、保護者の就労形態に応じての保育所の利用実態は明らかにされていて、保育標準時間に相当する8時間を超える保育所の利用割合は、ともに常勤が86.4%、いずれか常勤は69%、その他が69.5%となっており、この3区分、いわゆる8時間を超える単純平均は、保育者の利用者の割合は75%になります。

したがって、利用定員をもし90名とすれば、保育所の平均の保育士標準利用時間は68名となり、3歳未満児の入所が4割程度と考えますと、2人の保育士で本当に安全・安心ができる質の確保をされた保育というのはほとんど無理なのではないか。困難なのではないかとつけ加えておきます。

さて、新制度における保育認定の2区分への対応は、現行制度においても保育時間を8時間とし、8時間を超える11時間は単なる開所として扱われているものというふうにししか捉えられません。新制度においては保育士利用の実態を踏まえ、8時間を超える11時間への移行は延長保育という位置づけであるというものではなくて、保育時間としてきちんと認定されるものであり、保育標準時間における延長保育を含む保育は、子どもの数と年齢区分により定められる保育士配置基準に基づく質の確保がされた保育が実施できるような公定価格と考えるのが当然でなからうかと思えます。

最後に、この差異を考えてみますと、実は2月までに示されていた8時間と11時間の差というのは、たしか3,000億強だと思います。今回示されている額は、337億円程度です。つまるところは、現行をある程度埋めようとする、この仕組みを考えると1割の予算しかとれていないわけです。もしも本当に8時間だけに保育士を置くというふうにと考えると、このことは非常に危険なことではないかと思えます。

今回はたくさんの意見がありますけれども、保育所における8時間と11時間のことについて特化してお話をして終わりたいと思います。このことについて、もしも御意見があればぜひお教えいただければありがたいと思います。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、坂本委員お願いします。

○坂本委員 ありがとうございます。公益社団法人全国保育サービス協会の坂本でございます。

このたびの子ども・子育て支援新制度で、居宅訪問型保育という施設を持たない保育に対しても目を向けていただいたことに、また保育全体について話し合う子ども・子育て会議にもメンバーとして入れていただいたことに深く感謝申し上げたいと思います。

これまで居宅訪問型保育は、あまり表に出ることのない保育のあり方だったと思います。それがこの度の制度で明確になったものがあります。また大変残念なネットシッターの事件等でもあらわになったものもあるかと思っています。新しい形態だからこそ、課題解決が十分でない部分も多いかとは思いますが、これからも皆様の御指導、御意見等を仰ぎながら、私どもの協会としても質の向上と量の拡充というところに向けて十分に努めていきたいと思っております。

1つだけ皆様にぜひとも整理をしていただきたいと思っている点がございます。本来、ベビーシッターとは、子どもが一番安心して過ごすことができる家庭に保育者が赴いて、その家庭で保育をすることが役割だと思っています。業務範囲には、産後すぐの産褥期のお世話や、少し障害があるお子様や、あるいは保護者の心身に少し問題があって育児の手助けが必要な御家庭への提供、送迎等が含まれているのですが、いずれにおいても、場所としては、子どもが安心できる家庭が中心であると思っています。

今回の、地域型保育事業にある居宅訪問型保育事業も、家庭という中で訪問型保育者が保育を提供することです。ネットシッター事件で自宅兼託児室で保育を提供していましたものをベビーシッターと呼んでいましたが、意味に違いがあることは改めて申し上げておきたいと思えます。

ただ、その上で広い意味でのベビーシッターについても必要としている保護者もいるわけですから、そこに向けての質もこれから考えていくべきであろうということは、私自身も深く認識している次第です。

1年間ありがとうございました。今後とも、ぜひよろしく願いいたします。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、佐藤委員お願いします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

今回、全国保育協議会と全国保育士会の連名で意見書を提出した。意見書では、「質の改善」の項目に示された内容および公定価格に関する意見の前提として、「量的拡充」と「質の改善」について列挙されている項目はその重要性の比較対照において優先度を順位づけされるべきものではなく、新制度にあってはどの項目も実現されることが求められる。そういう意味では時系列での先行実施を求める観点からは実施順が検討されるべきである。

その上であえて先行実施すべき項目を言うならば、「3歳児を中心とした職員配置の改善」

「研修の充実」「職員の定着・確保の仕組み」「第三者評価等の推進」である。「3歳児を中心とした職員配置の改善」は加算ではなく基準を改善することが保育現場の質の改善にとって大切な観点と認識している。また、改善が順序をつけてなされる場合には、3歳児に次いで1歳児、4～5歳児の順で実施されることを求めたい。

「研修の充実」は、財源0.7兆円のもとでは年間2日、税財源が全て確保された場合は年間5日となっているが、5日を上限とするのではなく、より多くの研修の機会が保育者には与えられるよう改善していくことを求めたい。

また、「職員の定着・確保の仕組み」について、かねてより保育士の処遇は民間の他の職種と比べてとても低い実態がある。今回まずは3%の改善、追加財源を確保をした上で5%の改善が示されたが、民間の他の職種と比べて遜色のない水準まで改善することが子どもの育ちを支え、継続的に働くことのできる職業として認知され、保育士不足の解消にもつながっていくことであると思われる。

「第三者評価の推進」は、質の向上に向けた取り組みを国民に対して客観的な情報を提供することが不可欠であると思っている。そのためには第三者評価等の取り組みの効果検証が行われることが必要であると認識しており、児童養護施設等と同様に、3年に1度の受審の実現に向けて推進する制度上の仕組みが必要であると思われる。

新制度の検討では、利用者負担に関して十分な議論の時間はなかったが、何よりも子どもを支え、子育てを支えていくことが、新制度の目的であるならば利用者の負担の軽減について今後前向きに検討していただくことをお願いしたい。

また、ここまで意見の取りまとめをいただいたことに感謝申し上げます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員お願いします。

○鈴木委員 ありがとうございます。NPO法人家庭的保育全国連絡協議会の鈴木でございます。

本日、このような骨格を取りまとめいただきましたこと、感謝申し上げます。新制度でも家庭的保育は定員5人以下という一番少ない定員規模になっております。私はこの定員が5人以下という家庭的保育が好きで31年間、昨年3月まで家庭的保育をしておりました。

家庭的保育という言葉の意味するものは、保育園のような大きな空間ではない、小さな空間であるということです。この小さな空間は、3歳未満児の子どもにとって安心して過ごせる場、物音や、ここにいるよという声を聞くだけで、そのまま遊び続けることができる場として、とても柔らかい環境であると思います。

また、3歳未満という年齢層は、特に1歳半から2歳の頃は、おもちゃを取ったり取られたりするような事が日常的に行われるとても難しいダダコネ期の時期です。おもちゃを取られて泣いている子ども、取り返そうとして喧嘩になって泣いている子ども、おもちゃを取っても平気な顔で遊んでいる子ども、皆それぞれに自分の気持ちをあらわしてくるので、子ども達の気持ちと会話をすることができ、泣いても可愛いのです。

今は待機児童対策として注目されておりますが←家庭的保育は遠くの保育所へ行くよりは

近くの家庭的保育のほうが、体が病弱だから安心して通い続けられるとか、低出生体重児も増えてきていますので、お医者さんから大きな集団は感染症にかかりやすいので小さな集団がいいですよと言われて入ってくるお子さん、子どもの発達が気になるので、小人数の家庭的保育で丁寧に見てもらいたいという保護者等、いろいろなニーズに対応しております。この様な家庭的保育の特性も大事にして欲しいと思います。

60年もの間続いている家庭的保育は、その時々々の社会のニーズに応じて、いろいろな子どもたちを沢山保育してきました。今後も社会の複雑化が予想され家庭的保育に求められるものがたくさんあると思いますので、ぜひ公定価格では高い保育の質を十分に担保できる適切な公定価格の設定をお願いして、私のお話を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、藤原代理人お願いいたします。

○藤原代理人 経団連でございます。事業所内保育所につきまして、3点申し上げたいと思います。

まず1点目は、事業所内保育所の公定価格の点でございます。資料でいきますと、資料3-2、40ページのところでございます。前回会合におきまして事務局の方から、事業所保育事業について減価償却費加算や賃借料加算を設けない意向ということ伺いました。また、これについては雇用保険事業の整備費補助があること、それから自社施設を活用しているケースが多いことが理由だということも伺いました。

しかしながら、雇用保険事業の整備費補助は一企業、一施設しか受給できないほか、自社施設の活用であっても多額の改修費が間違いなく必要になります。従いまして、減価償却や賃借料に対する補助は不可欠であると考えております。

その一方で、雇用保険事業における補助との関係など、予算編成過程において整備すべき論点が多いということから、今回の骨子案で明記しないという事務局の提案にも一定程度理解できるところがあると思います。

繰り返し申し上げますけれども、事業所内保育所については一つでも多く新たな枠組みに入ってきてもらうことが重要でございます。枠組みに入ることを検討している企業の背中を押していただけるよう、予算編成過程において減価償却費や賃借料に対する補助を新設、もしくは強化していただけるよう、強く要望するところでございます。

2点目、これは公定価格の議論と直接関係があるわけではございませんけれども、改めて地域枠についてお願いを申し上げたいということでございます。実際に地域枠の規模は、従業員の利用を断らざるを得なくなるリスクに直結しますので、企業が自社の事業所内保育所を新制度に入れるかどうかを選択する上で一番のネックになる点でございます。

具体的な地域枠の決定におかれましては、自治体と企業とで協議してもらうということになりますけれども、自治体の皆様におかれましては今、申し上げた企業のほうの背景も十分御理解いただいた上で、以前示されました国として考える基準、定員の4分の1から

3分の1程度というものを満たさない場合であっても、格別な御配慮をいただくようお願いしたいと思います。

加えまして、以前御提案いただきました、年度途中の定員弾力化についてもその適用が実際に認められますよう、政府におかれましては自治体に対する周知徹底をぜひお願いしたいと思います。

3点目でございます。これは、資料2の93ページのところでございます。事業所内保育所の従業員の利用に対する公費負担を、通常要する費用の額の16%分相当を差し引いて起用しはどうかというのが事務局提案でございます。これにつきましては従来から申し上げておりますけれども、事業所内保育所は待機児童を減らす役割を担っていることに加えまして、同じ年齢のお子さんをお預かりしており、必要経費は同じである以上、従業員の子か、地域の子かという違いで給付に差をつける合理的理由はないと私どもは考えております。

しかしながら、16%分相当額を差し引かれた給付であっても、従来の助成よりは給付が間違いなく増えることが見込まれます。新たに事業所内保育所を設ける場合については、今回提示された給付水準を前提として新制度の枠組みに入ることを検討する企業が出てくるのではないかと期待されます。従いまして、この御提案についても一定程度評価ができるのではないかと考えております。

従いまして、1点目に申しあげました減価償却費、賃借料に対する補助を予算編成過程の中で実現していただくこと、2点目として申しあげました地域枠の決定運用に当たっては格段の御配慮をいただくこと、この2点を前提といたしまして今回の御提案を了承したいと考えております。

なお、既存の事業所内保育所の中には、先ほど申しあげましたように従業員の利用で定員がいっぱいになって、給付水準に関係なく新制度に入れたいというところもたくさんございます。地域枠を設けられずに新制度に入ることのできない事業所内保育所に対する支援措置についても維持、拡充を求めたいと思います。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、高橋委員をお願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会の高橋でございます。

本日、骨格案の取りまとめということで、これまで本当に御尽力いただきました事務局の皆様方に、まずもって感謝を申し上げたいと思っております。その上で、幾つか概括的な意見を述べさせていただきます。

まず給付額の算定方法について、私たち連合も主張してきました個別費目の積み上げ方式とされたことを大変評価しているところでございます。ただ、次回改定が3年後なのか5年なのかはわかりませんが、圧倒的に財源が足りていない中で、また、この新制度の実施に伴い新しいニーズが生まれることも予想されます。そのような中では、さらなる財源が必要であり、複数の委員も述べられていましたが、引き続き充実させていくという方向性はぜひ確認させていただきたいと思っております。

その上で、今回保育士等の処遇改善や待機児童解消、また、地域子ども・子育て支援事業や社会的養護の充実等に一定の予算が振り向けられるようになった点は、大変私たちとしても評価しているところでございます。

ただ、子ども・子育て関連三法で附帯決議されています1兆円超程度の財源確保の目途が立たない中で、消費税の引き上げによる0.7兆円を前提にした議論がこの間中心とならざるを得なかったということは非常に残念でありますし、質・量の拡充という点では不十分な内容であると言わざるを得ません。

例えば、民間保育士等の職員給与の改善は、プラス5%想定のところプラス3%の571億円程度にとどまっています。また、前回の合同会議でも申し上げましたけれども、放課後児童クラブの常勤職員の処遇改善に必要な39億円程度や、社会的養護施設に入所している大学進学者等への特別育成費・自立生活支援支度費の0.7億円程度等が全く確約されていない状況でございます。

さらには、先ほどどなたかも言われましたし、前回私も言わせてもらいましたが、いわゆるベビーシッター事件が発生し、痛ましい事件であったわけですがけれども、同様のニーズを満たし得る制度であるファミリー・サポート・センター事業や子育て短期支援事業、夜間保育や利用者支援事業などに十分な予算が振り向けられず、問題が残っているのではないかと考えています。

最後になりますが、1兆円超程度の財源確保は保護者や子どもたちの希望であると考えます。また、二度と痛ましい事件を発生させないためにも、政府が最大限努力するように関係者が力を合わせて引き続き働きかけを行っていくことが必要だと考えます。

また、これ以降、自治体段階では条例制定のための検討や、認可・認定事務が進められることになると思いますが、自治体段階でも十分な予算が確保され、制度の実効性が高まりますよう、国と地方との意思疎通をぜひお願いいたしまして意見とさせていただきます。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、溜川委員お願いいたします。

○溜川委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川でございます。

公定価格については1つだけ実態を述べさせていただき、そして制度全体にかかわることについて2点だけ述べたいと思います。

実態というのは、実は給食のことです。実は給食費については副食費が公定価格に含まれていて、主食について含まれていないというようなことが現況であります。これについて、こういう地域があるということだけ皆さんに知っておいていただきたいと思います。それは、主食の部分を誰がどのように負担しているのかという点で幾つかの例がございます。

1つは、主食の部分をお金で施設に支払いをしている、あるいは自治体に支払いをしているというところがございます。それからもう一つは、実は現物を施設に持ってくるというところがあるわけです。それは、炊いていない米として持ってくる場所もあれば、いわゆる

お弁当箱に炊いた御飯を持ってくるところも地方ではあるということを知りながら聞いておられます。そういうようなことがある。

それから、財政的に豊かな自治体においては、その実費徴収分の主食に当たる部分を施設にいわゆる主食代として単独補助をしているというようなところがございます。税金の使い方として何が公平なのかという観点から、今後の公定価格を考えていく上においてもそういう実態があるということを知りたければと思います。

それから、総括的な話になりますが、やはり少し念を押ささせていただきたいことは、管轄外の児童の入園について自治体が制限を余りできないように、つまり認定こども園の場合には直接契約になりますので、域外、地域外のお子さんから希望があった場合には入園させるということが原則であろうかと思われ、特に自治体の境界地域に存在する施設においてはその問題が多く発生します。

隣の自治体が近いところは、どうしても隣の方が来たりすることがありまして、そのときに施設が存在する自治体において、うちの市民以外はだめだよというようなことを強く出されますと直接契約の意味は何なのかとなります。その意味で、都道府県の調整力、あるいは自治体の理解というものについて、ぜひそのところを念押しさせていただきたいのが1点です。

2点目は退職金についてですが、退職金を施設に支給している組織、団体、あるいは幼保の法人の種別によって加入条件の差、負担額の差というものが現行でございますので、新制度発足時にそういったものが平準化されるように、ぜひこの点をお願いしておきたいと思っております。

以上申し上げましたが、特に幼稚園等においては今後公定価格の一つのモデルが示されることが、移行の姿勢を決める上において大きなポイントになりますし、都道府県や市町村の自治体はまさに今スタンバイの状態であることを考えますと、私どもといたしましては駒を進めるといえることが望ましいのではないかと判断をしております。

私たちは、実務を担当している者としてこれまで細かいことを指摘してまいりましたが、ぜひこれまで述べさせていただいたことを頭に置いていただきまして、今後のところに駒を進めるといえることに当団体として賛成したいと存じます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、若盛代理人お願いいたします。

○若盛代理人 全国認定こども園協会の代表をしております若盛でございます。古渡にかわりまして、一言申し上げます。

まず1つは、ここまでの内容に取り組んでこられた事務局の皆さん方に御慰労と、ひとつまとまっていく方向について安堵をしている団体の一人でございます。お疲れ様でございます。

それで、実は私たち協会ではあくまでも質の高い教育、保育をとということを願いながら、この委員会にも参加させていただきまして、できるだけ子どものための制度でありたい。そ

して、その子どもを持つ親たちが、公私の格差が今まではありましたけれども、それとは別に新たに公定価格の中で生かしていけるような制度にしていければということで発言させていただいてきておりました。そんな意味で、このような形の方向が見えてきたのは大変ありがたいことだと思っております。

ただ、今まで実践をしてまいりました、短時間の子どもと長時間の子どもを同じ保育計画の中で取り組ませていただいてきておりましたけれども、受け入れる私たちとしては保育者の共通化というものがとても重要なことではないかということを経験してきております。

もちろん、今までの幼稚園という教育課程の中での計画と、保育所保育指針と二極化してきておりましたけれども、これからは保育要領という中で一本化していくという制度にさせていただいてきたということで、新たに現場としても私たちなりの学習をしていかなければなりません。独自というか、保育要領をもとにした保育計画を現場としてつくり上げていかなければなりませんので、この辺はまた御指導いただきながら取り組むべきではないかと思っております。

そして、前後しますが、資料2の42ページの「主なご意見」の一番下に赤字でございますが、0.7兆円の時点で3歳児のみの改善ではあるということになっております。これは、私たちとしてちょっと心配しておりますのは、7,000億という前提の中で消費増税をもとにしての取り組みとして少しずつ可能なことから取り組んでいくということで、支援の「量的拡充」と「質の改善」というところで、○、□、そして白いスペースでという計画でございます。

ですが、子どもたちは26年もそうですし、現実には育ち合ってきておりますので、でき得るならばこの27年度以降につきまして、なるべく満額とまでは言えないまでも、子どものための公的保育として3,000億という言葉も出てきているやに聞いておりますけれども、できるだけ安定した財源の確保をしていただければ大変ありがたいと思っております。

これからの発達に応じた支援というものの大切さからするならば、やはり短時間と長時間ということも含めますけれども、ゼロ歳から就学前までの子どもたちの育ちをきちんと保障していけるシステムでありたいと思っております。もちろん、学校教育と指針を一体にしたという形での考え方、これがこれからの時代を築く上で子どもの育ちにとっては絶対必要なことではないか。そして、乳幼児を預かる私たちとしても、その発達に応じた支援をしていくことを大前提としている制度であって欲しいと願っております。その辺のことが、まず1つでございます。

それから、先ほど三鷹の方もおっしゃっていらっしゃいますけれども、27年度以降の新しい市町村での子ども・子育て支援事業計画につきましては、できるだけ早いうちにその方向性というものを提示していただく必要があるのではないかと願っております。これは、私もいろいろな市町村の相談を受けさせていただいておりますけれども、皆目その取り組みのシステムがまだ見えてきていない。どのようにしていったらいいんだろうかということで、不安に思っている行政の方々がたくさんいらっしゃいます。

でき得る限り早いうち、来年、27年度に向かつては26年度の7月以降に新しい予算と事業計画を立てていかざるを得ない状況になっていると聞いておりますので、ぜひ明確な方向性を御提示いただければありがたいと思っております。

それと合わせまして、市町村のネットワークと申しませうか。単に施設だけに公定価格としての保障をしていくだけではなくて、地域の子ども・子育てのネットワークづくりの方向性も御提示いただく必要があるのではないかと。それに関しての財源としての保障等々も加えいただけますと、大変市町村としては取り組みやすくなっていくのではないかとこの気もしております。

まず1つはその辺のことですが、安定した方向に向かつていくことを願っておりますし、あくまでも次代の子どもたちのためだということを前提に置きながら、この制度がまとまってきたことに対して感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、次に北條委員お願いいたします。

○北條委員 全日本私立幼稚園連合会の北條でございます。

前回の会議において、27年4月へ向けてここへきて全国の私立幼稚園の関係者の間に不安が広がっているということをお知らせしました。その不安の中身は、1つは給付の姿が一向に見えてこないということですが、いよいよ5月に向けて取りまとめ、また数字を仮単価でありましたが、そういう形でお示しをいただける方向だということですので、そこに期待をいたしたいと存じます。

また、公立と私立、幼稚園と保育所、認定こども園の間の給付の公平性、これは施設としての形態が違うわけですから、その合理的な違いというのは当然あってよろしいわけですが、合理性のない格差というのはあってはならないというふうに主張してきたところがありますが、この点につきましても幸いにして具体的なことを言えば公立幼稚園と私立幼稚園が同一地域にあった場合に、基本的には公定価格が同一であり、また利用者負担額もいろいろ難しい問題はあるけれども、ほぼ同じような形になっていくことが望ましいという認識をいただいていると理解しております。

それからまた、幼稚園関係者の中にはこのたびの新制度に参加していった場合、そのことをもって将来の子どもに幸福な未来を約束することができるのか。あるいは逆に、幸福な現在を失わせてしまうのではないかと。そういう不安というものもございます。

端的に申し上げるならば、先ほど来、何人かの方から提起されております11時間保育という言葉がかなり強く主張されましたけれども、11時間保育を誘導するものであってはならないと私どもは思っており、そしてこのことが保育の必要性の認定の附帯意見の中で、必要な範囲で保育を行うんだということをお断りに言っていたと考えております。

また、新制度の理念は基本指針でこれまた明確に示されており、榊原委員も先ほどおっしゃいましたけれども、子どもの最善の利益の立場に立ち、全ての子どもが支援の対象である。この立場、これが真に維持され、担保されることを私たちは心から願います。子どもの最善

の利益が第一義であって、保護者の就労支援は大事ではないとは決して申しません。大切なことだと思います。しかし、それは第一義ではなくて、子どもの利益が第一義だという立場をやはり貫き通していただきたいと思います。

そうした観点から、予想より早く桜の花が開花いたしました。世の中、和やかな空気が流れているところでありますので、私も今日は和やかに帰りたいと思っております。

ただ、その上でやはり最後に確認させていただきたいことが、私は私立幼稚園の代表でありますから、私立幼稚園の立場として2点、それから私立幼稚園の立場ではなく日本国民の立場として重要だと思う点を2点、4点意見を申し上げ、御見解をただしたいと思っております。

まず、第1点であります。これは、私立幼稚園の立場ということになります。大変遺憾ながら、こういう言い方はお聞き苦しいかもしれませんが、私立の保育所は従来どおりの委託費の形、今までのまま運営できる。しかし、それをもって新制度に包括されるのはおかしいと思っております。施設型給付の対象とされ、消費税財源による質改善の内容が盛り込まれているけれども、私立幼稚園に対しては従来どおり私学助成を受けて運営することを選択する園に対しては消費税財源がもたらされることはない。これが、やはり根本的に全国の私立幼稚園関係者が不公平だと思っているところであります。

従いまして、私立幼稚園についても従来どおり私学助成の形で消費税財源を得ることができるようになるべきだと思いますけれども、今の法律の仕組みからいってすぐにそうはならないということでもありますので、当面従来どおり私学助成を選択する幼稚園に対する財政措置が、施設型給付を受ける幼稚園と同程度となるように御尽力いただきたいと考えております。これが、第1点であります。

第2点、これも幼稚園の立場であります。幼稚園が行います預かり保育、私立幼稚園においては全国で94%が預かり保育を行っております。これは、教育活動であると同時に児童福祉法上の保育に該当するものであると考えます。多くの私立幼稚園が実施していることから、確実な実施が担保され、質の向上が図られるようにするため、施設型給付の対象に位置づけ、支援を充実させていただきたいと、切に願っているところでございます。

3番目、これは国民的課題だと思います。榊原委員の名前を何度も出して恐縮ですが、いつも委員の御発言には私は立派な御見識だと思っております。

ただ、先ほどの御発言の中に、これから私が指摘します2つが十分には含まれていなかったということがありますので、ぜひ申し上げたいと思います。これは、第3点目であります。

再三申し上げますが、3歳未満の子どもを家庭で養育している保護者はおよそ8割を占めるわけですが、そこに対する支援が不十分だという実態があります。これは、今後重点的にぜひとも充実を図っていただきたいと考えます。

それから、第4点目ではありますが、これも幼稚園の立場ではなく国民的課題だと思います。ワーク・ライフ・バランスの取り組みが、遺憾ながら十分進んでいないままに新制度がスタートしてしまうことがあってはならないと思います。新制度のスタートと、それからワーク・

ライフ・バランスの一定の実現というものは車の両輪である。しっかりと、ともに進めていくべきものだと考えます。ここの点についても、お考えをお示しいただきたいと思えます。

以上、4点申し上げましたが、今までいろいろなことを申し上げました。その中で、私としては撤回させていただくというようなことはないのですが、今までお伝えしましたことをどうか斟酌していただいて、子どものためにより良い制度、そして私立幼稚園がこの新しい制度に参加していくことによって、子どもたちが不幸にならない、幸せになる方向性をぜひとも築いていただきたいというふうをお願いいたしまして、発言を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

ここで副大臣が中座されるということですので、ぜひ一言お願いいたします。

○岡田内閣府副大臣 今日、どうしても外せない公務のために退席をさせていただきます。大変申し訳なく思っております。

委員の皆様におかれましては、本当にお忙しい中、1年間にわたり議論をいただき、そして秋以降は公定価格についても精力的な御議論をいただき、また、本日は国家間の取りまとめに向けて多くの貴重な御意見がまだ残っておりまして聞けなくて大変申し訳ありません。感謝を申し上げたいと思っております。

一日も早く公定価格、この仮単価を提示するということはとても大切なことであり、御意見の中でも行政、現場は大変不安ということで、私も市長を経験しておりますので現場の行政の状況を少しは理解しているつもりであります。行政、政治の役割、使命は国民の不を取り除くということにあるのだと私は考えています。不安を安心に変えて、不満を満足に変える。不便を便利にしていく。不を取り除くのが行政、政治の役割ということであり、政府といたしましても今までいただいた御意見を踏まえて、この仮単価提示に向けましては皆さんの御意見をいただきながら、適切に対応していきたいと考えております。

特に、いろいろな御意見がありましたが、最大はこの1兆円超の財源確保ということで、これは先日の部会でも森大臣から、私も1兆円超の財源を確保して1兆円超ベースの案の実現を図ることを目指す。これが大前提であり、そうでなければ皆さんから長い時間かけていろいろ議論をいただいたことに対する御労苦に報いることにはならないのだろうと考えています。

政府与党の中でも、院内会議の中でも、私も毎回出席をさせていただきまして、与党の中からでもこの実現のために配偶者控除という意見もありましたけれども、税制全般を見直す。あるいは、やはり最大は景気が回復して税収が増えていけば、その法人税の上乗せ分もこういうものに充てていくということで、ここはしっかり見直す。

そして、やはり大事なことは持続可能というか、安定した財源を確保していかなければ、子ども・子育て支援のネットワークというのは結べていけない。私は、生きることはネットワークを結ぶということだと考えています。

「縁」という漢字は左側がいとへん、縁があって出会っていろいろな話をして絆が深まる「絆」もいとへん、一緒の「緒」も、結納の「結」も「納」も、こうした子ども・子育て支援の組織の「組」も「織」も、継続の「継」も「続」も、全て漢字の原理は糸です。

「経営」という言葉を仏教辞典で引きますと、目標を定めてそれに向かって精進することと書かれてあります。経営の「経」はお経とも読みますが、ばらばらの玉も一本の糸で結ばれば立派な数珠になります。糸が切れたら数珠になりません。そういうことで、生きるということは糸を結ぶ、ネットワークを結ぶということがとても大切だ。そんな考え方のもとで、森大臣を先頭に私たちは頑張っていきたいと考えております。

子ども・子育て支援の充実と、子ども・子育て支援新制度の円滑な移行に引き続き私たちも全力を挙げてまいりたいと考えておりますので、委員各位におかれましてもさらに引き続きの御支援、御指導を賜りますことをお願い申し上げまして、途中で大変申し訳ありません。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、議事を再開いたします。次に、宮下委員お願いいたします。

○宮下委員 ありがとうございます。全国幼児教育研究協会の宮下です。

まず、公定価格の骨子案の取りまとめの御苦労に対しまして感謝申し上げたいと思っております。その中で、2点お願いしたいと思っております。

まず、前回の会議で5月に公定価格の仮単価を出す方向で進めるとのお話がありましたけれども、各園が自分の園の実情に照らし合わせて試算する場合、ここで示しているような公定価格の基本構造、イメージだけではなかなか理解しにくいことが多いと思っております。そこで、自分の園の実態を打ち込めば、ある程度試算できるようなシステムを御提示いただけると、幼稚園側としては大変ありがたいと思っております。

次に、日程的に余裕がないことは理解しておりますけれども、公定価格や利用者負担の仮単価につきましては、この子ども・子育て会議で検討した上で公表していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、山口委員お願いします。

○山口委員 一般社団法人日本こども育成協議会の山口でございます。

まずは、事務局の御丁寧な取りまとめに対して大変感謝しております。また、いつも3時間オーバーの熱い会議でございますが、今日は天気もよく、桜も咲き始めているようでございますので、その趣旨を事前に北條先生のほうに御協力申し上げるべくお願いしたところ、御理解いただいたようで本当にありがとうございます。

私のほうからは、今回、量的拡大と質の向上というものが最大の目標になっているわけですが、それを達成するためには毎回申し上げておりますが、やはり保育士の確保というものが大前提になっております。ぜひ加速化プラン等、さらに柔軟に対応していただきまして、保育士の確保を引き続き御援助いただきたいと思っております。

また、同時に先ほど溜川委員もおっしゃっていましたが、保育士の所属主体によって処遇が差別的な取り扱いを受けないよう、政府のほうで見直しをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員お願ひいたします。

○吉田委員 まず、このたび公定価格について取りまとめができることを大変うれしく思ひます。取りまとめてくださった委員の方々、また雑多な意見の中で取りまとめていただいた事務局に厚く御礼申し上げます。

前回は17時までだったんですが、17時にここを出ないと保育所に間に合わないという利用者としての切実な事情がありまして、前回は途中退席をさせていただきました。しかも、今日は18時までということで、ここを18時に出たら100%間に合わないという事情があって、今日はママ友に頼んでお願ひしました。そんな事情もあるかなと思いつつ、今日はもしかしたら早く終わるんじゃないかという期待を持っているのですが、私のほうも少しお話をさせていただければと思ひます。

総論的な意見なんですが、利用者を代表する立場としてこの会議に出席させていただいておりますが、保育を利用したいという声は「今」の声です。今回7,000億円という枠の中で議論が進んでおりますが、財源を確保できなかったことにより、場合によっては仕事を諦めたり、場合によっては地域的な支援を受けられずに孤立の「孤育て」と言ひますが、そういう状態になってしまっている親御さんも生んでしまっているというリスクを多く抱えてしまうことにもなります。能力を生かせない社会、虐待により命が失われる社会というのは大きな国家的な損失であります。

基本指針の中で、親も子も自己肯定感を持つという重要性について明記されたことは非常に重要だと思ひております。それを行うための財源が確保できていないということは、またその意義に反しているということが言えるのではないのでしょうか。その意義を実行していくための予算確保をお願ひできればと思ひます。

その一つとして配偶者控除の問題もあります。具体的かつスピーディーに確保策が提案されるよう強く望むところ。特に格差が広がって、格差が固定化している状況の中で、低所得者世帯への負担軽減というのは極めて重要な問題であると思ひます。場合によっては障害を持つ子の問題もそうですし、社会的養護についても同様だと言ひます。そういった社会保障の問題や、この新制度に対して関心を高めていくことが重要だと思ひますし、この子ども・子育て会議に課せられた一つの使命であるのではないかと思ひます。

ファザーリング・ジャパンでは、財務省とともに関心を高めていくためのイベントなども実施したりしておりますが、やはりこの世代が社会保障、税について関心を高め、新制度の意義をしっかりと実感していただくということが極めて重要だと思ひます。今後も、子育て世代がこの問題を考える機会になっていけたらと思ひますし、内閣府でもいろいろと周知広報策を考えていらっしやると思ひますが、その問題についてもしっかりと協力できたらと思ひ

ます。

今回、11 時間保育は保育標準時間ということで設定されたということですが、先ほども言ったように私自身も普通にやっていたら 11 時間は簡単に越えてしまうような状況です。そういった事情を抱えている人たちも多くいるということ、または今回きちんと財源を確保できないという中で、父親としては場合によっては長時間労働をずっと強いられているような状況が続きますし、中には過労死をしてしまう、場合によっては、メンタルヘルスを患って働けなくなってしまう人も多く出てしまっているというのが現状です。そうならないための対策を講じることも大事ですし、やはりこの子育て新制度をしっかりと羽ばたかせるためには、ワーク・ライフ・バランスも含めてしっかりと両輪で考えていくことが重要ではないかと思えます。このたびはありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、吉原委員お願いいたします。

○吉原委員 社会福祉法人東京聖労院の吉原でございます。

柏女委員の意見書に賛同いたします。大局的な視点から、総合的な施策の吟味ですとか、サービスの提供といったことに関する提起というふうに理解いたしております。いわば横軸にある事業の形態、各種の制度、施策の有機化という方向と、縦軸の児童の年齢、成長の過程、状況の変化といったことから見た施策の連関という中で捉えていくことが重要であると、改めて考えています。

その上で、政府広報にもうたわれていますけれども、小1の壁の解消を進めていくわけですから、ぜひ児童指導員の給与の改善、研修の充実、キャリアアップの推進など、これまでに以上に放課後児童クラブの充実に取り組んでいただきたいと思えます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

稲見委員、お願いします。

○稲見委員 済みません。遅れて参りました。全国病児保育協議会の稲見と申します。

私、本職は町の小児科医の開業医なのですが、今日も3か月健診というものが保健所でありまして、その執務がどうしても人を探せなくて遅れて参りました。申し訳ございませんでした。

しかし、1週間に2回、3時間を超える会議があるというのは想定外だったんですけれども、ただ、これだけまとめていただいた事務局の方はもっともっと大変だったんだろうと思えます。大変感謝しております。病児保育の質の向上に対して、2点お話ししたいと思えます。

まず1点目は、病児保育にかかわる職員の研修・教育についてでございます。病児保育というのは御存じのように病気の子ども、発熱があったり、吐いたり、下痢をしている子どもを短期間お預かりするちょっと特殊な保育です。そのために、保育士というのは、保育力はもちろんのこと、子どもの病気や感染症、看護方法などについて知識が要求されます。そのためには研修が必要ですがけれども、病児保育に特化した研修会というのは大変少ないんです

ね。多くは、各自の施設でもって勉強会をしているというところがあるところが現状でございます。

今後、全国に病児保育を健全に発展させるためには、最新の治験も含め、高いレベルを維持した研修会というものが全国で開かれる必要があると思います。現在、私も参加しているんですが、厚生労働省に病児保育の研究班があるんですけども、そこで来年度、4月から1年間でガイドラインをつくりましょうという話が出ております。そういうガイドラインとか、それから私たち全国病児保育協議会にも病児保育マニュアルというようなものがございまして。そういうものを参考にして、各自治体が責任を持って各地で研修会を開いてもらうというようなことを努力義務として政府のほうから各自治体に指導していただきたいと考えております。

2点目は、毎回といいますか、何回かお話をしたんですけども、今、私たちが切実な問題になっているのは、やはり病児保育での職員配置でございます。厚生労働省には病児保育事業実施要綱によりますと、病気の子ども3人に対して保育士1人という配置なんです。普通の保育園でもゼロ歳児と同じ配置なわけで、熱が出たり、吐いたりしているようなゼロ歳、1歳児の子どもを3人に1人の保育士で見るといえるのはかなり危険なことであるし、さらに感染症で隔離室などを使いますと、その隔離室に1人の保育士が1対1で入るものですから、ますます保育士の配置が足りなくなるということで、現実的には2対1保育、病気の子ども2人に対して保育士が1人ということをやっている施設が多くあります。

ですから、今後、安全・安心な病児保育をするためには、ぜひ保育士の配置の増員をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、小室委員をお願いします。

○小室委員 遅れてきまして失礼いたしました。

私はワーク・ライフバランスという会社をやっていますけれども、今までの議論の中で公定価格などが早く決まることが重要だろうと思ってワーク・ライフ・バランスの話を控えておりました。なるべく本論が早く進んだほうがいいと思っていて、かなり進んだので、ここからはと言ったら変なんですけれども、会議の時間は長くしたくないのですが、でもやはりワーク・ライフ・バランスに関してもっともっと議論の中心に入ってきて欲しいと思っています。

先日、旅行会社のJTBさんでコンサルを終えたんですけども、実は労働時間が短くなったら子どもがどんどん産まれ始めまして、コンサルを終えたチームで結婚する人と、子どもが産まれた人が極端に増えているというような結果が出たりしていて、やはり労働時間と子どもを産める環境、結婚したいと思える環境というのはすごく密接だろうと思っています。

この委員会は子ども・子育て会議で、保育園や幼稚園の皆さんの議論をする場というようなイメージがありますが、テーマとしてはいかに日本社会の少子化を解決するかというような大きなテーマの会議であってほしいと思っていますので、ここからの議論の中でほかの委

員会でワーク・ライフ・バランスの議論などを行っているところと連携をもっと取りたいと思っています。

具体的にいうと、例えば先日は規制改革委員会からヒアリングがきまして、労働時間に関して非常に現在議論をしているんだそうです。それで、規制を撤廃するほうなのかと思ったら、労働時間に関してはむしろ規制を強めるというような議論もしているんだそうです。そういった労働環境に関する議論をしているような委員会が複数いろいろなところで立ち上がっている状況ですので、そこがどういう進捗で、どこまで話をしているのか。そこにこの委員会からどんな意見があるのかというようなこともお届けしたり、向こうの進捗をこちらで聞いたりというようなことで連携をとっていかないと、保育園や幼稚園の長時間の預かりの負担ばかりが大きくなってしまい、長時間労働をしたくて親はしているわけではないし、遅くに迎えに行きたくて行っているわけではないので、そこと連携する役割をぜひ事務局のほうでは、より強く意識していただきたいと思っています。

先日、自民党の石破幹事長にこの委員会の皆さんと一緒に要請書を持っていったときに、大変意外なことに、あと4,000億の予算をというような話をしたとき、それはもちろん必要として、ただ保育所をふやすだけではなくて長時間労働のほうも解決しないといけないでしょうというふうに、なぜか石破さんのほうから言われて、そこはセットでしょうというような問題認識があって私どものほうが驚いたんですけれども、この委員会の中でも常にそれはセットで語られなくてははいけない。

これは各委員の皆様がおっしゃっていますけれども、具体的にもっともほかの委員会とも連携して議論されるような場に、今後よりしていただきたいと思いますと思っています。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、一通りお話をいただいたと思いますので、事務局のほうから少し補足してください。

○長田参事官 それでは、まず私から2点お答えをさせていただきたいと思います。

まず、三鷹市の濱仲代理人から御指摘をいただきました政省令の関係でございます。当初予定から交付が遅れておりまして、大変申し訳ございません。現在、鋭意作業中でございますが、条例作業に資する可能な範囲での情報提供というのは、交付前の段階でございますも何らかの形で提示をさせていただく努力を引き続きさせていただきたいと思っています。

それから、若盛代理人からでございますけれども、事業計画のできるだけ早い提示、あるいは明確な方向性というようなお話がございました。今、自治体の計画づくりのスケジュール感ということで申し上げますと、大体昨年の秋から年末くらいにかけて、ほとんどの市町村においていわゆるニーズ調査、住民向けのアンケート調査を実施いただきまして、この年度末を目途にそれをもとにした今後の事業計画における量の見込みについての検討をいただいているということで、私の知る限り、この3月中下旬にかけてどこの自治体も集中的に地方版の会議を開催していただいて熱心に議論、検討をしていただいていると承知してお

ります。

その上で、私どもとしてはそれを受けて各自治体の量の見込みの内容ということについて状況をお伺いしつつ、4月以降、各自治体におかれましてはその設定された量の見込みに対して、当然需給バランスを見ていただいて、要するに供給が足りていないという場合にはその確保体制というものを考えていただくというのがこの計画のベースでございますので、秋くらいにかけてその確保方策も含めた事業計画の大よその案というものを取りまとめたいただきたいということをお願いをしている。

そういったようなスケジュール感で、自治体のほうには作業をお願いしているということだけ申し上げさせていただきたいと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、橋本課長お願いします。

○橋本保育課長 それでは、私のほうから2点お答えさせていただきたいと思います。

まず、橋原委員と坂崎委員のほうから、保育標準時間認定にかかわる御質問等をいただいたかと思えます。今回の所要額の積算に当たりましては、平成22年に行われました国民生活基礎調査の中で、保育所や認可外保育施設を利用されている世帯のお母さんの1週間の就労時間が30時間未満となっている方が31.1%という数字がございます。従いまして、逆に言うと保育標準時間認定を受ける方というのは週30時間以上の労働ということを経験する方として設定しておりますので、保育標準時間認定を受ける方が保育認定を受ける方の全体の7割、それから保育短時間認定を受ける方が3割ということで前提を置きまして各種の試算をさせていただいているところでございます。

それで、今回盛り込んでおります中身につきましては、本日の資料1の中にもございますように、全体としましてこの延長保育基本分の給付化と非常勤保育士3時間分の加配ということで、337億円相当を0.7兆円のものの中で盛り込んでいるわけでございますが、1兆円超の確保の暁にはそれよりもさらに充実した内容を目指すということで、そちらの黒い字で書いてあるほうにつきましてはさらに上を目指すという趣旨での波線が引いてあるということに改めて申し上げたいと思いますが、私どもとしてはこれまでの長い経緯の中での多くの保育関係者がこの問題について非常に強い関心を持ち、また強い思いがそこに込められているということはよく認識しております。

そういったものを受けとめさせていただきまして、より多くの財源ということを確保しながら、より充実した内容を目指したいという思いをともにいたしまして、今後取り組んでいきたいと考えているところでございます。

2点目でございますけれども、事業所内保育につきまして藤原代理人のほうから何点かの御指摘をいただきました。私どもといたしましても、1点目でおっしゃっていただきました今後の予算編成過程の中での検討ということでございます。さまざまな事業所内保育施設の減価償却費加算や賃借料の加算の取り扱いにつきましては考慮しなければならない点もございますし、こういった点や、いただいた御意見を踏まえまして、今後の予算編成過程の中で

何らかの支援が可能かどうかということを用意なく検討することとさせていただきたいと考えております。

また、基準の取りまとめの中で御議論いただきましたように地域枠の取り扱いにつきましては、私どもとしてもこの取りまとめの内容を十分に地方自治体のほうに周知をさせていただきまして、それぞれの自治体において適切に取り扱いがなされるようにしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

○定塚総務課長 駒崎委員から、学童保育の一体化についてどのような議論の状況になっているかという御質問がございました。また、吉原委員からも放課後児童クラブについてお話がございました。

この点につきましては、産業競争力会議におきまして学童の待機児童の解消、それから放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的・連携的に行っております放課後子どもプランを進めることなどについて議論が提起されているところであり、3月19日の経済財政諮問会議と産業競争力会議合同会議におきまして総理から、小1の壁を乗り越えるために文科省と厚労省が協力をして両省の関連施策の一体的運用、また学校校舎の徹底的活用などを検討し、学童保育などを拡大するプランを策定するよというお話をいただいているところでございます。

今後、成長戦略の策定に向けまして、関係省庁で連携して検討していくこととしておりまして、その際にはこちらの子ども・子育て会議に報告をし、御検討いただいた内容についてはしっかり踏まえた上で検討していくつもりでおります。

また、もう一点でございます。北條委員から、ワーク・ライフ・バランスの取り組みが十分進んでいないまま新制度がスタートすることがあってはならない。車の両輪として、ワーク・ライフ・バランスと子ども・子育て支援を進めるべきというお話がありました。また、小室委員、吉田委員からもワーク・ライフ・バランスについての言及があったところでございます。

この問題は車の両輪という認識、私どもも全く同じでございまして、御承知のように労働政策審議会で公労使三者構成でワーク・ライフ・バランス、労働時間の問題等について検討を進めているところでございます。最近におきましては、審議会における議論を踏まえまして、男女の育児休業の取得を促進するために育児休業給付を半年間、50%から67%に引き上げるなどの雇用保険法の改正法案を国会に提出しまして、ちょうど本日可決をいただいたところでございます。

また、企業での育児休業の取得促進、働き方、労働時間などの見直しにも資する、次世代法の延長強化の法案を国会に提出をして御審議いただいているなど、さまざまな両立支援、働き方の見直しの取り組みを進めているところでございます。

今後とも、子ども・子育て支援施策の充実とワーク・ライフ・バランスの検討は車の両輪として捉えまして、関連施策の充実に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○蝦名幼児教育課長 北條委員から、何点かいただきました。

1 点目でございますが、私立幼稚園の私学助成による財政措置に関連してでございます。私立幼稚園は御案内のように新制度のもとで市町村の事業計画の実現に役割を果たし、市町村から施設型給付を受けるという選択肢と、従来どおり施設型給付でなく私学助成などによる財政支援を受けるという選択肢がございます。

施設型給付を受けない幼稚園につきましては、法案審議の際の衆参両院から附帯決議がつけられ、これらに対する私学助成、それから幼稚園就園奨励費補助の充実に努めよということでございますので、そうした私学助成等の充実に積極的に努めてまいりたいと考えているところでございます。

2 点目として、幼稚園の預かり保育についてお尋ねがございました。幼稚園が行う預かり保育につきましては、新制度のもとでは、市町村が実施主体となる一時預かり事業として、これが確実に実施されるように市町村に対して要請してまいりたいと考えてございます。

市町村による実施が確保できない場合や、あるいは施設型給付を受けない私立幼稚園に対しましては現行と同様、私学助成を受けながらの預かり保育というものが引き続き実施できるように、先ほどの附帯決議の趣旨も踏まえましてその充実に努めてまいりたいと考えております。

3 点目として、3歳未満の子どもを家庭で養育している保護者への支援についてであります。就労の有無や状況にかかわらず、子育ての不安、負担、孤立感が高まっているという状況にあって、幼稚園や保育所などで教育、保育を受けている子どもだけではなくて、家庭で養育をしている保護者に対する支援の充実というのは非常に重要な課題であると認識をいたしてございます。今後、その支援を一層充実させてまいりたいと考えてございます。

それから、宮下委員から5月の仮単価の提示を目指してということではありますが、特に幼稚園において顕著だと思いますが、今回大きく財政措置の仕組みが変わる中で、自分の幼稚園の規模、あるいは地域について何か入力をすれば具体的にどれくらいの財政支援が受けられるかといったソフトのようなものをつくったらどうかということです。ここにしましては、御指摘のようなところがございます。

特に、幼稚園にとってはこれまで自分の園のコストが幾らで、それに対して財政支援が幾らという感覚自体、今回初めてこの制度のもとでということになるかと思っておりますので、どこまでやり切れるかということはまさにこれからであります。おっしゃっていただいたように何かソフトのようなものの開発といったようなことも合わせて取り組んでみたいと考えているところでございます。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、私のほうでまとめ役という立場で改めて申し上げたいと思います。冒頭に申し上げたとおりであります。公定価格につきまして昨年秋以来、相当程度会を重ねて議論をしていただきました。細部については、いろいろとまだまだ不具合なり違う意見、また特に7,000億という枠の中でできる部分、できない部分と、1兆円超というところでやるべきであ

る部分、いろいろあるわけでありませうけれども、とりあえず今日の段階で公定価格の骨格の案ということではおおむね御理解いただけたと考えてございます。

途中の議論にもありましたように、各自治体におきましては早急に26年度としての作業を進める必要もあり、特に重要な部分が単価であろうと思います。そういう意味で、次のステップとして仮単価というものをこの会議としてまとめていく作業のために、そろそろ骨格案としては結論を得る必要があると考えてございます。

そういうことで、皆様方にお諮りしたいわけでございますけれども、細部にわたる意見の取り扱いにつきまして、私と会長代理、部会長代理に御一任いただく。そして、さらに仮単価の作業と並行いたしまして必要な範囲での調整をさせていただくということが前提でございますけれども、その上で公定価格の骨格案につきましての御了承を頂戴できればと存じます。いかがでございましょうか。

(拍手)

○無藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、統括官から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○武川政策統括官 ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては御多忙の中、調べますと昨年の秋、9月20日から合計14回、延べ30時間強にわたりまして公定価格について御審議いただきまして、本日は骨格案を取りまとめていただき、ありがとうございます。

いよいよ来週から新年度に入ります。政府といたしましては、1年後に迫っているわけでございますが、新年度からは初年度に当たります平成27年度の予算要求に向けてしっかりと準備を開始したいと思っておりますし、また関係政省令の迅速な制定、仮単価の提示、さらにこの改革を進めていく趣旨、内容につきまして、各地で十分な説明の機会を増やしまして、1年後に迫った新制度の施行準備を加速させてまいりたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、4月からも引き続き御指導いただきたいと思っております。

本日は、まことにありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、次回の日程について事務局からお願いいたします。

○長田参事官 大変精力的、かつ真摯な御議論をいただきましてありがとうございました。

次回の日程の前に、本日お手元にお配りさせていただいております内容につきまして簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

まず、「なるほどBOOKすくすくジャパン!」というものでございますが、これにつきましては保護者の方向けに御理解をいただくためのパンフレットということで作成したものでございます。奥山委員が属されています子育てひろば全国連絡協議会の御協力をいただいて、実は全国20か所で直接保護者向けのミニ勉強会というものを開催しまして、そこで得られた、例えばこういう言葉はなかなか保護者の一般の方には伝わりにくいよねというような

こととございますとか、保護者の方はこういうことをお聞きになりたいというようなこと、そういった成果を踏まえながら、まだまだ改善の余地はあろうかと思いますが、その正確さとわかりやすさのバランスは常に難しいのでございますけれども、そういったことを踏まえながら作成をしたものでございます。こういったものを今後バージョンアップしていきながら、かつ活用していただければと思っております。

それからもう一点、黄色の冊子で『地方版「子ども・子育て会議」の取組事例に関する調査報告書』ということで、これはまさに本日できたてほやほやで配布が間に合ったものでございますけれども、この地方版の子ども・子育て会議につきましては、とりわけ子育て当事者参画のプロセスとして非常に重要な意義を有するものというふうに評価をいただいているものでございます。

今回の調査の中では、特にそういった当事者参画ということにいろいろな形で工夫なり配慮をしている自治体の取り組みというものを調査させていただいて、このたびまとめたものでございます。

この報告書について、全市町村に配布させていただいて今後の参考とさせていただければと思っておりますので、御紹介をさせていただきます。

最後に次回の日程でございますけれども、本日取りまとめをいただいたことを踏まえまして、今後仮単価の作業に入っていくわけでございます。少しそのお時間をいただきたいということで、次回はこういったタイミングで会議を開催させていただくかということに関しましては改めて御連絡をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

ちょっと細かいことですが、このパンフレットはもうサイトに出ているとか、そういうことですか。ホームページですか。

○長田参事官 本日アップということですか。

○無藤会長 それで、希望すれば余分にもらえるものなんですか。そんなにはないですか。

○長田参事官 部数の範囲の中でということですか。

○無藤部長 だそうですので、ぜひお配りください。

では、どうぞ。

○溜川委員 ざっと拝見して、とてもよくできていると思います。それで、この配布のルートですが、今、政府のほうではどのようなルートをお考えか。

というのは、いわゆる最終的には末端であるというか、利用者、それから市町村、都道府県とかありますけれども、そのルートとして利用者のほうに先にいきわたりますと市町村は大変混乱すると思うのです。またとても内容がいいので我々施設としてもどの段階で使わせていただければいいかについて御指導いただければと思っております。

○長田参事官 ありがとうございます。今のところ考えておりますのは、各都道府県の担当窓口を通じて一定部数を配布させていただくということで考えてございますが、作成部数にも限りがございますので、並行しまして今、無藤会長からもございましたけれども、内閣府

のホームページにアップをしまして、どなたでもご覧をいただき、ダウンロードいただけるようなことで考えております。

○無藤会長　そういうことで、各県に十分いくということではないようですが、ぜひダウンロードをお願いします。ありがとうございました。

それでは、「第14回子ども・子育て会議、第18回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を終了いたします。

今日は1時間早くということで、ありがとうございました。お疲れ様でございました。

～ 以上 ～